

平成30年度

# 決算特別委員会資料

(健全化判断比率・資金不足比率)

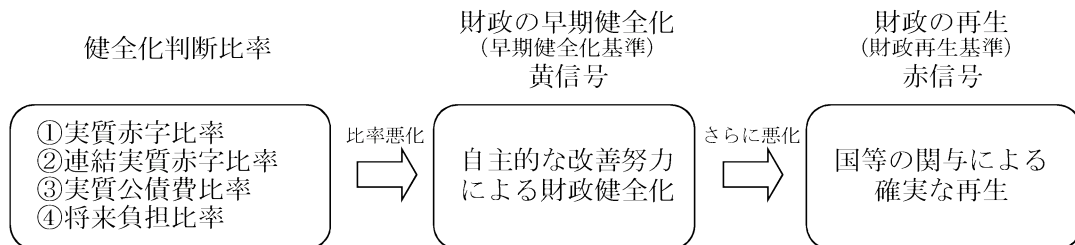
総務財政部総務財政課

# 平成30年度 財政健全化判断比率等の概要

## □ 健全化判断比率の公表等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）

○地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）は、毎年度、以下の健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することが、平成20年度から義務づけられています。



加 東 市	一般会計等	一般会計		
	公 営 事 業 会 計	公営企業会計等以外の特別会計		国民健康保険特別会計
		公 営 企 業 会 計 等		後期高齢者医療特別会計
				介護保険保険事業特別会計
	公 営 企 業 会 計 等	水道事業会計		
		下水道事業会計		
		病院事業会計		
加東市が加入する一部事務組合 小野加東広域事務組合など				
加東市が出資する公社・第3セクター 加東文化振興財団など				

## □ 健全化判断比率・資金不足比率

健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	加東市
<b>①実質赤字比率</b> 形式的には黒字であっても、翌年度の収入をその年度に繰り上げていたり、その年度に支払うべきものを翌年度に繰り延べしているなどして実質的には赤字の状態を実質赤字といいます。 一般会計等における実質赤字が、財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを示す比率です。	13.07%	20.00%	— 算定されない
<b>②連結実質赤字比率</b> 一般会計等のほか、水道事業会計など市の全ての会計を合計した結果、実質赤字が生じている状態が連結実質赤字です。 財政規模に対する連結実質赤字の割合が連結実質赤字比率です。	18.07%	30.00%	— 算定されない
<b>③実質公債費比率</b> 道路建設などの資金として借りた地方債（自治体の借金）を償還するのが公債費です。 一般会計で負担する特別会計の公債費も含めた額が、財政規模に対してどのくらいの割合になっているかを示すのが実質公債費比率で、過去3年間の比率の平均により算出します。	25.0%	35.0%	4.7%
<b>④将来負担比率</b> 加東市の会計で負担する公債費のほか、一部事務組合や市が出資する第3セクターなどの負債のうち本市が将来的に負担すべき金額から、基金などの貯蓄や歳入の見込まれる財源見込みを差し引いたものが、財政規模に対してどれくらいの割合になっているかを示すのが、将来負担率です。	350.0%		— 算定されない
資金不足比率	経営健全化基準		加東市
当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。	20.0%		— 算定されない

総括表① 健全化判断比率の状況 (平成30年度決算)

Ver.30.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
282286	<b>兵庫県</b>	<b>加東市</b>	-	-	<b>4.7</b>	-

団体区分

3.市

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	13.07	18.07	25.0	350.0
	11,838,704	<b>756,502</b>	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

総括表② 連結実質赤字比率等の状況 (平成30年度決算)

Ver.30.00

団体名 **兵庫県加東市**

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	538,371	4.5
小 計		538,371	4.5
標準財政規模		11,838,704	100.0
実質赤字比率 (%)		-4.54	※

会 計 名		実質収支額	
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	40,227	0.3
	後期高齢者医療特別会計	14,506	0.1
	介護保険事業特別会計	95,280	0.8

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	病院事業会計	637,138	5.4
	水道事業会計	2,932,462	24.8
	下水道事業会計	124,057	1.0
合 計		4,382,041	37.0
標準財政規模(再掲)		11,838,704	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-37.01	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成30年度決算)

Ver.30.00

団体名 兵庫県加東市

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額 (繰上償還額等を除く) (3③A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額 (3①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額) (3①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金 (3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額 (3③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	災害復旧費等に係る基準財政需要額	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)
平成28年度	1,765,046			1,127,628	92,815		152	228,529	960,577	1,332,323	18,628
平成29年度	1,921,725			1,108,615	89,673		240	262,429	939,951	1,515,677	18,997
平成30年度	1,914,173			1,128,687	83,466		66	263,574	858,279	1,459,163	19,465

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
平成28年度	7,736,102	3,379,917	810,435
平成29年度	7,935,407	3,327,286	824,744
平成30年度	7,930,485	3,151,717	756,502

⑮
地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率 (単年度)
平成28年度	4.63429
平成29年度	3.98634
平成30年度	5.53486

	実質公債費比率 (3カ年平均)
	4.7

(参考)

	⑥の内訳								
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるための支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)
平成28年度									
平成29年度									
平成30年度									

総括表④ 将来負担比率の状況（平成30年度決算）

Ver.30.00

団体名

兵庫県加東市

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額					連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
22,600,988	0	9,023,365	169,437	832,460	0	0	0	0	0	0	0

(分母比) 238 95 2 9

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
12,483,630	1,885,721	1,473,066	26,290,686

(分母比) 131 20 16 277

将来負担額 A	32,626,250	343	—	充当可能財源等 B	40,660,037	428	A - B	-8,033,787	-85	将来負担比率 (%)
標準財政規模 C	11,838,704	125	—	算入公債費等の額 D	2,336,907	25	C - D	9,501,797	100	

## 【付属資料一覧】

- ① 平成30年度健全化判断比率等の算定について